

Title	高校商業科目「経済活動と法」についての研究：商業高校のカリキュラムにおける位置づけ
Author(s)	國井，法夫
Citation	大阪大学経済学. 2013, 63(1), p. 316-332
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57016
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

高校商業科目「経済活動と法」についての研究

— 商業高校のカリキュラムにおける位置づけ —

國井 法夫[†]

はじめに

我々が日々の生活を送る中で何気なく行っている行動が、法律の裏付けを基にして行われていることを高校生・大学生及び一般の人々を含めて何人が認識しているだろうか。恐らく法律に精通しておられる一部の人を除いて、法律的な裏付けを意識して行動している人は数少ないと考えられる。

第二次世界大戦後、民主化政策のもと新たな教育をめざし、昭和23年に高校商業科教育課程が発表された。この教育課程の中で現在の商業科目「経済活動と法」に相当する科目は、「法規(4)¹」となっていた。その後、昭和31年の学習指導要領において「商業法規」という科目名に変更されて以来、平成11年の学習指導要領改訂まで戦後約50年間、また、戦前から数えると、明治17年の「商業学校通則」公布により正式に商業学校の設定科目となつてから約115年間、この科目は途中何度か「法規」と「商業法規」との間で名称変更が行われたものの、一貫して商業学校の1科目として設定されてきた伝統ある科目であった。その後、平成2年のバブル崩壊と世界の冷戦構造の消滅を区切り²として、日本経済は長期にわたって停滞が

続いた。このため、この経済停滞を打破し、活性化するため商業教育にも変革が求められ、それが平成11年の大幅な学習指導要領改訂に結びつくのである。そしてこの改訂を機にして、科目「商業法規」は多様な経済活動とこれに関連する法律を学習する科目として「経済活動と法」という名称に変更された。さらに、平成22年(平成21年告示)には学習指導要領が再び改訂され、この科目はこれまでの「国際経済分野」の科目から「ビジネス経済分野」の科目に配置転換され、高校のカリキュラムには平成25年4月の入学生より年次進行で導入される³。

「経済活動と法」における現行学習指導要領の目標は、「ビジネスに必要な法規に関する基礎的・基本的な知識を習得させ、経済社会における法の意義や役割について理解させるとともに、経済事象を法律的に考え、適切に判断して行動する能力と態度を育てる。」(『高等学校学習指導要領』商業編(平成11年3月)第3章専門教育に関する各教科第3節商業第2款第8経済活動と法目標)とし、さらにその「3内容の取扱い(1)」において、「ア企業の経済活動に必要な法規や、社会生活を営む上で関連の深い法規の基礎的・基本的な知識を習得させること。」「イ内容の(1)から(6)までについて

[†] ノースアジア大学経済学部講師

¹ (4)は1週あたりの授業時間数(現在の単位数に相当する)を示している。日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版、平成18年、27頁。

² 吉野弘一「21世紀の商業(Business)教育」『じっきょう商業教育資料No.64』実教出版、平成15年6

月20日、2頁。

³ この論文においては、平成22年改訂学習指導要領(平成25年4月新入生より年次進行)には「新」を付け、平成11年改訂の学習指導要領に「現行」を付けて表示する。以下同じ。

は、具体的な経済事象を通して法的に思考し判断する能力を育成すること。」としている。また、同解説書（平成12年3月）には、目標について「この科目のねらいは、法の意義や役割など法制度を正しく理解させるとともに、ビジネスの諸活動を遂行するために必要な民法や商法等に関する基礎的な知識を習得させ、経済的な事象を法的に考え、判断する基礎的な能力と態度を育てることにある。」と記載されており、さらに、内容の構成及び取扱いについて「基礎的な事項を取扱い、法文の解釈や適用にのみこだわらずに、法的に思考し判断する能力を育てるように配慮する。」としている。まさに、「経済活動と法」は高校生のビジネスに関するリーガルマインド（法的に思考し判断する能力）を育てるための科目として期待されている。筆者は、リーガルマインドを育てるためには高校生のような若い時期、それも高校1年生または2年生の基礎科目として設定する必要があると考えている。ところが、実際に商業高校出身の学生にこの科目のことについて質問してみると、リーガルマインドを育てるとい科目目標とは裏腹に、「そのような科目がありました。」程度しか返事がないのである。その意味で、この科目が目標としているリーガルマインドの育成には程遠く、単なる知識としてしか教えられていないのではないかと感じざるを得ない現実がある。

以上から、まず、この科目が教育課程（カリキュラム）においてどのように位置づけられてきたかを歴史的な面から考察することでこの科目の重要性を確認し、次にこの科目が平成24年度の時点で全国の商業高校のカリキュラムにどのように位置づけられているかを調査・検討することでこの科目の置かれている現状を把握したい。そして最後に、この科目のカリキュラム上の位置づけに関する提案をすることを目的として考察を行っていきたい。

1. 戦前における「商業法規」について

(1) 商法講習所における「商業法規」について

現在につながる商業教育機関として知られる最初のもは、外国貿易従事者の養成を目的として設立された商法講習所（明治8年9月24日設立⁴、現一橋大学）である。だが、設立時、アメリカのビジネス・スクールのカリキュラムを模範にしたため、この学校の当初の設立目的（外国商人と対等に対応できる外国貿易関係者の育成）とは合致していなかった。このためこれ以降、当初の目的に沿うように改善の努力がなされていく。創立以降「略則」しかなかったこの学校に、明治12年5月初めて本格的な規則として「東京商法講習所規則」が作成され東京府に提出された。これによれば、本科予科合計100人、入学年齢は15歳以上、修業年限は2年とされた。さらに、これまでの2期制が4期制に変更され、初めの2期（1年）は講理のみ、第3期（半年）は半ば講理、半ば実践、第4期（半年）は実践のみを教授する⁵カリキュラムとされた。この学科目中にテ・パルソン著『連邦商律』（2冊）（明治6年7月、藤田九二訳⁶）が採用されており、現在の高校生と同時期に法律書を学ぶ嚆矢と考えられる。

明治14年5月には再び教則が改正され、これまでとは反対に国語科（日本語で教授する科）を本科とし、英語科（英語で教授する科）を附属科とする大幅な改正が行われた。そして、入学定員が200人に増やされ、入学年齢も15歳から13歳に引き下げられて現在の中学入学と同年齢となるとともに、修業年限も5年

⁴ 文部省『産業教育百年史』（株）ぎょうせい、昭和61年、86頁には「明治8年8月設立」と書かれているが、一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学百二十年史』一橋大学、平成7年、2頁には「9月24日」とあるためこの日にした。

⁵ 一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学百二十年史』一橋大学、平成7年、17頁。

⁶ 前掲書『一橋大学百二十年史』17頁においては、単に「パーソン著『商律』」としている。

表-1 商法講習所授業時数 (明治14年4月制定)

学科目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
習字	6	6	3	3		
算術	9	9	6	6		
簿記法	1	2	3	3		
商業慣習誌	2	3	2	2		
商業沿革地理誌	2	2	2	2		
経済書	2	2	2	2		
物産	2	2	2	2		
作文	2	2	2	2	1	1
書き取り	2	2	2	2	1	1
商談	1	1	1	1	1	1
英学	6		9	9	12	12
商業要訣			2	2		
商用作文					1	1
税関規則					2	2
各国条約					2	2
電信暗号					1	1
統計概略					2	2
内外商律大意					2	2
内国諸号例					2	2
実践科						
計	35	31	36	35	36	36

学科目	第7期	第8期	第9期	第10期
ブラウン誌製産誌	3	3		
ブライアント氏・ストラント氏商用算術書	3	3	3	
商業簿記法	3	3	3	
ハウセット氏小経済書	3	3		
英和訳	1	1	1	1
和英訳			1	1
英語会話	2			
英語書き取り	2	2		
英文習字	1			
英文商用作文		3	2	3
簿記習例記載	17	17	2	
商談	1	1	1	1
ウナーカー氏致富学			2	3
タウンセント商律			2	3
ベリー氏経済要領論講			1	2
カールビントレー氏商業沿革地理誌			2	3
フランス語			3	3
電信暗号			1	1
実践科			12	12
ニーウ氏産物沿革誌				2
計	36	36	36	35

注) 文部省『産業教育百年史』(株)ぎょうせい, 昭和61年, 87頁より作成。

とされ、3年間延長されることになった⁷。表-1は改正後の商法講習所授業時数である。これによると第1期から第4期までの2年間で基礎課程、第5期から第10期までの3年間で専門課程と考えられる。ただ、上述のように13歳という入学年齢は現在の中学入学年齢と同じであり、この当時の教育水準⁸を考慮すると、非常に高度な授業をしていたと考えられる。表-1のカリキュラムにおいて、「商業法規」の範疇に入ると考えられる科目をその科目名から拾い集めてみると、1年生・2年生と続く「商業慣習誌」(9単位)、3年生の「内外商律大意」(4単位)・「税関規則」(4単位)そして5年生における「タウンセント商律」(カルビン・タウンセント著『亜米利加商法撮要』巻4組合之

事、明治10年5月、神鞭知常訳述、津野真人記、東洋社⁹) (5単位) 等であろう。ただ、商法に関してはいずれもアメリカ商法を採用している。この頃には既に「会社弁」(福地源一郎訳、明治4年6月)、「立会略則」(洪沢栄一述、明治4年9月)等が出版され、さらに明治7年には「仏蘭西法律書 商法 (5冊)」(箕作麟祥訳、明治7年3月)が、明治8年には「仏国商法講義巻1・2」(ジョルジュ・ブスケ講義、訳者不明、明治8年7月)等の翻訳書が相次いで出版されている。このような状況の中で、この商法講習所をアメリカから導入したこともあって、アメリカ商法にこだわりを持っていたのではないかと考えられる。この商法講習所設立を機に商業教育の必要性が認識されはじめ、明治

⁷ 前掲書『一橋大学百二十年史』21頁。

⁸ 明治13年の小学校令には尋常科、高等科併せて8年とし、このうち6歳から尋常科の4年間だけが義務教育(9歳まで-筆者)としていた。福島正夫他『講座日本近代法発達史』勁草書房、昭和61年、121頁。

⁹ 橋本誠一、WEB『法制史研究』、「明治初年の法學文献(翻訳書類1865~1877)一覧表」(<http://sites.google.com/site/fazhishinobuwu/home>、アクセス平成24年11月10日)。

11年には三菱商業学校・神戸商業講習所、同13年には大阪商業講習所、同15年には横浜商法学校、同16年には新潟商業学校がそれぞれ設立されることになる。

(2) 明治17年公布の商業学校通則における「商業法規」

政府はこれまで産業のための学校をどのように組織するかについては何も用意してこなかった。商業教育においても同様であった。このような中、政府はようやく明治初期の教育法で規定されていなかった商業学校を学校制度の体系に組み入れるため、明治17年に「商業学校通則」を公布した。これによると、商業学校を第一種と第二種とに分け、前者を「主トシテミズカラ善ク商業ヲ営ムヘキ者」として自営業者の養成を目的とし、小学校高等科卒業後に入学するように年齢を13歳以上の者とし、修業年限を原則2年（ただし1年以内の増加が可能）とした。そして、後者は「主トシテ善ク商業ヲ処理スヘキ者」として貿易やその他商業の活動に従事する者¹⁰の養成を目的とし、初等中学校卒業後に入学できるように入学年齢を16歳以上とし、修業年限を原則3年（ただし1年以内の増加が可能）とするものであった。この通則の公布により、商法講習所を除いた他の学校はすべて通則に準拠して第一種商業学校となった。一方、商法講習所は、同年、農商務省に移管されて東京商業学校と改名し、入学年齢を13歳から16歳に引き上げ、現在の高校入学年齢と同じにした。だが、その翌年（明治18年）には再び文部省に移管され、同省が別に東京外国語学校にオランダ式の高等商業学校（入学資格16歳以上、修業年限4年）を設置したものと併合して東京商業学校とし、明治20年には名称を東京高等商業学校とした。ところで、科目「商業法規」は明治17年の「商業学校通則」公

布以降、第二種商業学校において「簿記」、「商業経済」、「商業史」、「商品」、「商業実習」等とともに専門科目として正式な設定科目とされた。

(3) 明治32年公布の商業学校規程における「商業法規」

文部省は明治31年に商業学校通則を廃止して商業学校規程を公布し、これまでの第一種・第二種の区分にかえて甲種及び乙種の区分に変更した。そして、それぞれの目的を「工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス¹¹」とし、乙種商業学校はこれまでの13歳以上の入学から10歳以上として入学年齢を引き下げ、修業年限を原則2年以内とした。これに対して甲種のそれは入学年齢を4か年の高等小学校卒業後の入学とし、入学年齢をこれまでに比べて2歳引き下げ、14歳（現在の小学校6年）以上として修業年限を原則3年とした。このような教育制度の大幅な変更がなされる状況下にあっても、商業法規は「法規」に名称変更され、甲種商業学校の専門科目として設定された。

(4) 大正期の商業学校規程改正による「商業法規」

大正初期に勃発した第一次世界大戦において日本は漁夫の利を得て好況を迎えた。そのような好況の中で商業教育に対する要求も強くなり、大きな展開を見せた。とりわけ、女子の職場への進出に伴って商業教育の必要性が生じ、大正14年の時点で女子商業学校が11校も設置されるに至っている。また、大正10年の商業学校規程の改正においては甲種・乙種の名称の区別を廃止し、臨時教育会議の答申で示された

¹⁰ 日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版、平成18年、25頁。

¹¹ 日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版、平成18年、25頁。文部省令第10号「商業学校規程」（明治32年2月25日）、『法令全書』第32巻ノ五。

専門科目偏重の改善と「徳性ノ涵養」が付加された。さらに、定時制の商業学校も開設された。ところで、「商業法規」は商業学校規程第9条¹²に商業に関する学科目の1科目として設定され、再び名称が「法規」から「商業法規」に戻った。

(5) 戦時下における「商業法規」

戦時体制になると、自由主義経済から統制経済にかかわらざるを得ず、商業教育に暗い影を落としていく。国家目的を果たすための統制経済の下では商業の入る余地はなく、もっぱら戦争遂行のための物資の生産に重点が置かれ、工業教育の振興が重視された。このような中で昭和18年には「中等学校令」が公布され、中等学校の修業年数が1年減らされて4年となり、さらに商業学校規程を実業学校規程に統一して商業、工業の区別をなくし、中学校、高等女学校、実業学校にすることが規定された¹³。このような状況から、経済や商業の本来の本質や本来の機能を研究する内容は否定され、配給経済における事務処理だけを取り上げればよい¹⁴と指示され、商業学校の実質的な機能を喪失することになった。この時期の時間表を見ると、商業の国家機能における役割を中心とした「商業経済」、工場管理や原価計算を中心とする「簿記会計」、「商品」を狭い範囲に限定して「工業および資材」、「法規」、「商業実践・珠算・タイプ・速記・商業文」等の諸科目を単に「実習」として1科目とすることで授業時間を大幅に削減¹⁵した。ちなみに、「商業法規」は再び「法規」という科目名に逆戻りする。

2. 戦後の教育課程における「商業法規」について

戦後の学校教育制度は、アメリカの教育制度の影響を受け、戦前の複線型（分岐型）から6・3・3・4制の単線型の学校制度に方向転換する。昭和22年3月に教育基本法とともに学校教育法が公布され、同法に基づいて、新しい高等学校は後期中等教育とし、普通教育を主とする教育と職業に関する専門教育を主とする教育とを行うこととした¹⁶。「商業法規」は昭和22年の教育局长通達において、商業高校のカリキュラムにおける商業関係教科の1科目として「法規」という名称で設定された。この時点では、まだ戦時中の名前をそのまま継続使用した状況であった。

戦後の商業高校におけるカリキュラムは、昭和22年の教育局通達以降、戦後の日本経済の発展に歩を合わせるように商業教育が展開されて行く。まず、昭和23年4月に新制の商業高等学校が発足した。この時点のカリキュラムは表-2の通りであり、実習に重点を置くものであった。だが、この表中の「法規」、「工業及び資材」、「商業経済」等の科目名は戦時中のそれをそのまま使用しており、教育の民主化という観点から不適切という批判が出てくるのは当然の成り行きであった。このため、このカリキュラムは昭和23年1年間だけのものとなった。昭和24年には新たなカリキュラム編成に向けて取り組まれることになり、昭和25年の学習指導要領に結実することになる。だが、「商業法規」は依然として「法規」という科目名のままとされた。さらに、昭和31年にはその一部が改訂されることになる。この改訂においてようやく科目名が「法規」から再び「商業法規」へと名称変更された。これ以降、昭和35年改訂、昭和45年改訂へと続き、この昭和45

¹² 文部省令第17号「商業学校規程」（大正10年3月18日）、『大正年間法令全書』第10巻の五。

¹³ 日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版、平成18年、25頁。

¹⁴ 文部省『産業教育百年史』（株）ぎょうせい、昭和61年、98頁。

¹⁵ 文部省『産業教育百年史』（株）ぎょうせい、昭和61年、98頁。

¹⁶ 日本商業教育学会『教職必修最新商業科教育法』実教出版、平成18年、26頁。

年改訂においては商業に属する科目を昭和35年の20科目から一挙に36科目に増やし、新たに科目群を構成して各群にこれらを配分した。この改訂において、「商業法規」は「商業一般」、「経済」、「経営」と並んで商業経済関係科目群の1科目とされた。その後、昭和53年の改訂、平成元年の改訂を経て平成11年の大改訂へと続く。この改訂においては、サービス経済化の急速な進展、情報化、国際化やグローバル経済化等から「商業」の範囲が急速に拡大したため、商業教育の対象範囲を「ものの生産から消費にかかわる一連の経済活動」とするとともに、商業教育という呼称も平成11年の改訂において「ビジネス教育」という呼称に変更された。これに伴って「商業法規」という名称も「経済活動と法」という名称に変更され、ものの生産から消費に至るまでの一連の経済活動に適用する法の学習という意味で「経済活動と法」とネーミングされたものと考えられる。実際に教科書に掲載されている法律も民法・商法・会社法・手形小切手法・消費者の保護に関する法・労働に関する法・紛争の予防と解決に関する法にまで及び非常に広範囲なものとなっている。また、商業を「流通ビジネス分野」、「国際経済分野」、「簿記会計分野」、「経営情報分野」の4つの分野に区分し、「経済活動と法」（商業法規）を「英語実務」、「国際ビジネス」とともに国際経済分野の1科目とした。そして、この国際経済分野においてめざす能力として「国際交流能力」をあげ、この能力を「語学力とともに、ビジネスに必要な経済、経営、法規等に関する基礎的な知識を身に付け、国際ビジネスで議論し、行動するための基礎的な能力である（吉野弘一『商業科教育法』平成14年）」とした。

平成11年の学習指導要領改訂まで途絶えることなく約50年間、いや、明治17年の商業学校通則発布から起算すると、この間一度も途絶えることなく約115年間、商業の1科目として

存続してきた「商業法規」・「法規」は、同年の改訂にともない新科目名「経済活動と法」となった。さらに、平成21年告示の学習指導要領改訂（高校では平成25年新入生より年次進行）においては「教科で育成する能力や取り扱う内容を踏まえ¹⁷⁾て、科目「経済活動と法」の所属する分野が当初の「国際経済分野」から「ビジネス経済分野」に配置転換され、まさに「社会の信頼を得てビジネスの諸活動に取り組むための倫理観、遵法精神、規範意識、責任感、協調性など、ビジネスに必要な豊かな人間性をはぐくむ¹⁸⁾」科目として、同分野の基礎的・基本的な科目とされるに至った。この措置は以下に述べる平成11年改訂以降の各商業高校のコース別のカリキュラムにおける科目設定の現状に適合させる配置転換であったと考えられる。

表-2 新制商業高等学校の教育課程（昭和23年度）

教 科	総時間	1年	2年	3年
実務実習	20	6	6	8
商業経済	9	3	3	3
簿記会計	8	2	3	3
法規	4		2	2
工業及び資材	4		2	2
英語	15	5	5	5
国語	9	3	3	3
社会	5	5		
体育	9	3	3	3
必修教科合計	83	27	27	29
タイプライティング	13	5	5	3
速記				
外国語				
家庭				
普通教科				
自由課題	31	11	11	9
合 計	96~114	32~38	32~38	32~38

注) 文部省『産業教育百年史』(株)ぎょうせい、昭和61年、454頁より作成

¹⁷⁾ 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 商業編』平成22年5月、9頁。

¹⁸⁾ 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 商業編』平成22年5月、10頁。

3. 現在の商業高校のカリキュラムにおける「経済活動と法」の位置づけ

筆者は、科目「経済活動と法」こそ、商業高校で学ぶ生徒が将来、社会的な信頼を得てビジネスの諸活動に取り組むために必要な企業倫理およびコンプライアンス（遵法精神）をはぐくむ礎となるものであり、商業科全コースの1・2年生における基礎的な必修科目とすべきだと考えている。ところが、全国約145校に及ぶ調査にもかかわらず実際の商業高校のカリキュラムにおけるこの科目の位置づけは、その期待に反するものであった。以下、順次、各地域の商業高校において、カリキュラムの中で、この科目をどのように位置づけているかを調査することにより、実際に各商業高校がこの科目についてどのように考えているかを確認することにする。ただし、本稿においては規模的な面から主として商業高校のカリキュラムを対象として調

査している。従って、北海道地域等の一部を除き原則として総合高校や普通高校における商業科・商業コースのそれは調査から除外しているのでご承知おき願いたい。

(1) 北海道地域

表-3の通り、北海道地域において調査可能で且つこの科目を設定している高校は8校であった。この表によると、「経済活動と法」を必修にしている高校は3校あり、3年次履修で3単位の設定が2校、2単位履修の設定が2校のみであり、その他の高校は選択履修となっている。また、現行学習指導要領の意図する通りに国際経済分野の必修科目として設定している高校は2校のみであった。他の2校は商業科と流通科に設定している。だが、1つ注目すべきは選択履修ではあるものの、情報処理科に8校中4校が設定しているのは、情報に対するコンプライアンスを意識させるためにこの科目を導

表-3 北海道地域における「経済活動と法」の設定状況

高校名	商業科				会計科				流通科				国際ビジネス科				国際経済科			情報処理科						
	三年				三年				三年				三年				二年	三年		三年						
	選 2	選 3	必 2	必 3	選 2	選 3	必 2	必 3	選 2	選 3	必 2	必 3	選 2	選 3	必 2	必 3		選 2	選 3	必 2	必 3	選 2	選 3	必 2	必 3	
A 商業					1				1							1								1		
B 商業																								1		
C 高校			1																							
D 総合											1							選2						1		
E 商業							1																			
F 商業		1																								
G 商業												1								1						
H 高校	1																							1		
計	1	1	1		1	1			1	1		1				1	1				1			3	1	

注1) 「高等学校のホームページ」(www.schoolnavi-jp.com/sh/sh-index.html, アクセス2012年4月~7月)より作成。以下の表も同じ。

注2) 学科名・コース名が高校により異なるので類似学科・類似コースを表中の学科としたものもある。以下の表においても同じ。

注3) 商業高校の中には全く「経済活動と法」の履修を設定していない高校や、カリキュラムを掲載していない高校・高校名はあってもその高校のホームページとつながらない場合もあり、申し訳ないことであるが、これらの高校は一覧表から除外している。以下の表も同じ。

入しているのではないかと考えられる。このようにコンプライアンスやリーガルマインドを育てるといった認識が感じとられるのにもかかわらず、国際経済分野の学科に必修科目として設置されていない原因として、各地域の実情並びに各校の特色づくりが関係すると考えられる反面、この科目を国際経済分野の専門科目として設定することに少し無理があったのではないかと考えられる。また、1・2年での設定は僅か1校であり、しかも2単位の選択履修となっている。

(2) 東北地域

東北地域において、この科目を必修としている高校は、表-4の通り、青森県では3校中2校、宮城県では3校中1校、秋田県では1校中1校、山形県では2校中1校、福島県では4校中3校、岩手県では2校中なしという結果であった。次に、これを設置学科別に見てみると、流通科に設定している高校が青森県・山形県・福島県に各1校で3校（3単位履修が2校、2単位履修が1校）、商業科に設定している高校が青森県・宮城県の2校（いずれも3単位履修）、経済科に設定している高校は青森県に1校（3単位履修）、情報処理科に設定している高校が福島県に1校（3単位履修）、会計科に設定している高校が福島県に1校（2単位履修）という結果であった。このように現行学習指導要領の意図通りに設定している高校は、東北地域においては青森県の1校のみという状況であり、まさに各県の各高校はその地域の実情並びに各学科の特色づくりに合わせ、極めて弾力的な科目設定を行っていることがうかがえる。従って、これまで検討してきた北海道・東北の2地域の傾向からだけでも、平成21年告示の学習指導要領（平成25年の新入生より年次進行）において科目「経済活動と法」を「国際経済分野」の専門科目から「ビジネス経済分野」のそれへと移した一原因がまさにここにあ

り、今回のこの科目の別分野への移動はこの各高校の実際の設定状況に合わせた適切な改訂といえるであろう。また、私見ではあるが、この科目は経済活動を法的な側面から考察させることによりリーガルマインド並びにコンプライアンスの育成を目標としており、これを低学年の必修科目に設定し、法的に考え判断する基礎的な素養を身につけさせるとともに、生徒のものの見方を多面的にすることで生きる力をつけるという目標を持って授業展開をするならば、他の専門科目を学ぶにあたっての基礎的科目と十分なりうると考える。そして、このような目標を立て、学習指導要領に基づいて弾力的に科目設定を行うならば、各校の学校経営の戦略の礎となり、各地域・各校の実情に合わせた特色づくりに貢献できるものと考えている。この意味で、秋田県の高校（流通科）においてこの科目が2年次（2単位必修）に設定されていることは注目に値する。

(3) 関東地域

表-5は関東地域における「経済活動と法」の設定状況を示す表である。この表の通り、この地域において必修としている高校は、茨城県では3校中2校（3学科）、群馬県では2校中1校（3学科）、埼玉県では5校中1校（1学科）のみであり、千葉県においては3校中2校（各1学科）、東京都においては5校中2校（3学科、各科2単位）、神奈川県においては3校中2校（2単位1科、3単位1科）で23校中10校設定し、その比率は43%であった。また、商業科に設定している高校は8校、その内3単位で設定している高校は茨城県に2校、神奈川県に1校、2単位で設定している高校は埼玉県に1校、東京都に2校、神奈川県に1校、千葉県に1校、会計科に設定している高校は茨城県に1校のみ、流通科に設定している高校は群馬県に1校、千葉県に1校、国際ビジネス科に設定している高校は群馬県に1校のみ、情報処

表-4 東北地域における「経済活動と法」の設定状況

高校名	商業科				会計科				流通科				国際 ビジネス				国際経済科				情報処理科				経済 科	総合 ビジネス
	二年		三年		二年		三年		二年		三年															
	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3		
青森県																										
A 商業											1											1				3 必
B 商業				1																						
C 商業			1														1					1				
計			1	1							1					1						2				1
岩手県																										
D 商業																										選④
E 商業	1					1															1					
計	1					1															1	1				
宮城県																										
F 商業							1				1												1			
G 商業							1				1												1			
H 商業				1																						
計				1			2				2												2			
秋田県																										
I 商業										2 必																選 2
計										1																1
山形県																										
J 商業							1					1														
K 商業													1										1			
計							1					1	1										1			
福島県																										
L 商業			1																							
M 商業						1																	1			
N 商業										1							1									
O 商業							1				1						1								1	
計			1				1	1			1						2						1			1

理科に設定している高校は東京都に1校（2単位）、群馬県に1校（3単位）であった。この地域においても、国際経済分野の学科に設定している高校は群馬県に1校あるのみであった。さらに、めずらしく会計科に設定している高校も1校あり、各高校・各学科独自の特色づくりのための工夫の跡がみられるものの、この地域

においてもこれまでと同様に現行学習指導要領の意図するところとは裏腹な状況であることが見てとれる。ただ、2年次における設定は千葉県のみであり、資格取得をひたすら追求する現在の商業高校の姿がそのままカリキュラムに反映されていると考えられる。

表-6 中部地域における「経済活動と法」の設定状況

高校名	商業科				会計科				流通科				国際ビジネス科				国際経済科				情報処理科				経済科	総合ビジネス科
	二年	三年			二年	三年			二年	三年			三年				三年				三年					
	選択 2	選択 2	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3		
長野県																										
A商業			1																							
B商業				1																						
C商業		1																								
D実業				1				1																		
E学園				1		1																			1	
計		1	1	3		1		1																	1	
岐阜県																										
F商業			1					1																		
G商業										1															1	
計			1					1		1															1	
富山県																										
H商業					1				選3																	
I商業											単位 不明															
計					1				1		1															
石川県																										
J商業																									1	
K実業														1												
L商業		1																								
計		1											1												1	
福井県																										
M商業			1																							
N商業		1																								
計		1	1																							
愛知県																										
O商業					2必									1												
P商業		1																								
Q商業																										3年 2必
R商業			1		選3																					
S商業	単位 不明 必修																									
計	1	1	1		2								1													1
新潟県																										
T商業																										3年 選2
U商業				1																						
V商業				1																						
W商業																								1		3年 選2
計				2																			1			2

(4) 中部地域

表-6は中部地域における同科目の履修状況である。この地域において一番多く設定されているのは商業科での履修であり、10校にのぼっている。まず、長野県においては5校中4校5科(3単位3校4科, 2単位1校1科)、岐阜県においては2校中1校(3単位2科)、富山県においては2校中1校(1科)、石川県においては3校中1校(1科2単位)、福井県においては2校中1校(1科2単位)、愛知県においては5校中4校(4科とも2単位)、新潟県においては4校中2校(2科, 各3単位)が必修としている。この地域では長野県と愛知県が積極的にこの科目を履修させようという姿勢が見られ、両県とも商業科(総合ビジネス含む)を中心としての履修となっている。さらに、愛知県では2年次に履修させている高校が2校(商業科と会計科)あり、法律的な知識を基礎的な素養として早い学年から取り込むことにより、多面的なものの見方をさせるとともに、リーガルマインドを育てようという意図が感じられる。だが、この地域においても国際経済分野のコースで必修としている高校は石川県に1校あるのみであり、これまでの地域と同傾向であり、学習指導要領の意図するような設定になっていない現状が見て取れる。だが、この地域は他の地域と比較してこの科目が最も多くの高校で設定されていることが確認できる。

(5) 近畿地域

表-7は近畿地域のものである。この地域において「経済活動と法」を設定している高校は極めて少ないことがわかる。京都府と和歌山県は調査不足もあるかもしれないが、この科目を設定している高校が見当たらない。「高等学校のホームページ」(www.schoolnavi-jp.com/sh/sh-index.html アクセス2012年4月~7月)における調査であるので、カリキュラムを掲載している学校もあれば掲載していない学校もある。そ

の中での調査であり、ある程度の制約を受けることは考慮するとしても、この地域において、この科目を必修としている高校は2校(2単位1科, 3単位1科)のみであり、中部地域と比較して極めて少ないと言わざるを得ない。一方、コース別に見ても商業科に1校(2単位, 三重県)、国際流通ビジネス科に1校(3単位, 奈良県)のみこの科目が設定されている。ちなみに、三重県においてはこの科目が選択履修を含めると3校すべてに設定されており、三重県の地理的位置関係からして、この科目を積極的に設定している中部地域の影響が強いと考えられる。また、奈良県の高校は商業高校と普通高校が統合されて設立された高校でその統合は平成17年であり、まさに現行学習指導要領に従った設定がなされたと考えられる。さらに、兵庫県の1校は選択履修ではあるものの、商業科(2年3単位選択履修, 3年2単位選択履修)、会計科(2単位選択履修)および情報処理科(2単位選択履修)の全コースに積極的に取り入れており、生徒にコンプライアンスの意識を持たせようとする考えの表れと見ることができる。

(6) 中国・四国地域

この地域においては、この科目を1・2年次に積極的に設定しようという高校を見つけることができなかった。表-8において1・2年次の欄をすべて削除しているのがそれを物語っている。まず、この地域では、鳥取県(商業高校1校)と高知県(商業高校2校)はこの科目を設定しておらず、表記できる高校がなかった。中国地域では、この科目を必修としている高校は、島根県では3校中2校(3単位2校)、広島県では1校(2単位)、山口県では4校中3校(2単位3科, 3単位1科)が設定している。なお、岡山県は選択履修のみであった。また、四国地域においては、徳島県では2校中2校(2単位2科, 3単位1科)、愛媛県では2校中1校(2単位1科)であった。この地

表-7 近畿地域における「経済活動と法」の設定状況

高校名	商業科				会計科				流通科				国際ビジネス科				国際経済科				情報処理科				経済	総合ビジネス
	二年	三年			三年				三年				三年				三年									
		選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3	選択 2	選択 3	必修 2	必修 3					
三重県																										
A商業				1																						
B商業			選④																							
C商業			1																							
計			2	1																						
滋賀県																										
D商業							1				1															
計							1				1															
京都																										
なし																										
大阪府																										
E商業			1																							
計			1																							
兵庫県																										
F商業																								3年 2選		
G商業	3選		1			1														1						
計	1		1			1														1						
奈良県																										
H商業						1										1										
計						1										1										
和歌山県																										
なし																										

域においてもこの科目の設定が少ないことが確認できる。コース別に見てみると、商業科（総合ビジネス科を含む）で設定しているのは、島根県では2校（3単位2科）、広島県では1校（2単位）、山口県では1校（3単位1科、2単位1科）、徳島県では2校（3単位1校、2単位1校）、愛媛県では1校（2単位1科）と最も多く7校8科に、続いて、会計科では徳島県の1校（2単位）のみ、流通科も山口県に1校（2単位）のみ、情報処理科では山口県に1校（2単位）あるのみであり、国際ビジネス科・国際

経済科での選択履修の高校は島根県と愛媛県にそれぞれ1校あるものの、必修としている高校はない状況である。この地域においてもこの科目を設定している高校では商業科の履修科目としているところが多いことが確認できる。

(7) 九州・沖縄地域

表-9のとおり、この科目を必修としている高校は、福岡県では2校中1校（2科）、佐賀県では4校中4校（4科）、鹿児島県では3校中2校（2科）、沖縄県では4校中2校（4科）

表-9 九州・沖縄地域における「経済活動と法」の設定状況

高校名	商業科				会計科				流通科				国際 ビジネス科		国際 経済科		情報処理科				経済	総合 ビジネス科	
	三年				三年				二年	三年			三年		三年		三年						
	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3		選 択 2	選 択 3	必 修 2	必 修 3	必 修 2	必 修 3	必 修 2	必 修 3	選 択 2	選 択 3	必 修 2			必 修 3
福岡県																							
A 商業																							3年選2
B 商業														1									3年必2
計														1									2
佐賀県																							
C 商業			1																				
D 商業			1																				
E 商業				1															1				
F 商業						1			2必														
計			2	1		1			1										1				
長崎県																							
不明																							
熊本県																							
G 商業																							
H 商業		1																					
計		1																					
大分県																							
不明																							
宮崎県																							
不明																							
鹿児島県																							
I 商業	1																		1				
J 商業			1																				
K 商工			1																				
計	1		2																1				
沖縄県																							
L 商業												1											
M 商業			1			1						1											
N 商業					1					1													
O 商業	1																		1				
計	1			1	1		1			1		2							1				

注) 表中の「不明」は高校のホームページを見る事ができなかったものである。

である。なお、長崎県、大分県、宮崎県は不明である。この地域は不明の県があるものの、相対的にこの科目の履修が多い地域と考えられる。とりわけ、佐賀県はすべての商業高校においてこの科目を必修としている。その内訳は商業科3年次に2単位必修が2校、3単位必修としている高校が1校、流通科の2年次に2単位必修としている高校が1校である。また、福岡県では1校が総合ビジネス科と国際ビジネス科において3年次に2単位必修としている。沖縄県においては商業科（1校）と流通科（2校）において3年次に3単位必修とし、会計科（1校）で3年次に2単位必修としている。以上から、佐賀県では商業科を中心に、福岡県ではビジネス科を中心に、沖縄県では流通科、商業科、会計科と広く設定されていることが確認できる。各県ともに地域の実情、各校の特色づくりを基にカリキュラムを作成している証といえる。ただ、現行の学習指導要領が意図している分野の科目の設定とは明らかにズレを生じている。

むすび

本研究では、まず商業高校において法律教育を担う科目「経済活動と法」（商業法規）についてその歴史を掘り起し、その変遷を考察することで商業教育におけるこの科目の重要性を再確認した。次に、現行学習指導要領が意図する分野別の科目設定と全国の各商業高校のコース別カリキュラムにおける科目設定の現状とを比較検討するため、全国の商業高校約145校のカリキュラムにおいてこの科目がどのように位置づけられているかを調査し、一覧表にした。その結果、現行学習指導要領が当初意図していたものと実際の商業高校の各コースにおけるこの科目の位置づけにズレが生じていることが明らかになった。現行学習指導要領においてこの科目をどのように位置づけるかについて、平

成11年3月改訂時の文部科学省初等中等教育局教科調査官吉野弘一氏は、商業高校における「法律教育は、ビジネス法コースを設置。2年次に『国際ビジネス』で、企業活動と経済。『経済活動と法』で、企業活動に関する法。3年次に、学校設定科目『会社法』を設置。企業が活動できる社会の仕組みや制度に関する、基礎的内容を学ばせることで対応ができる。¹⁹⁾」と述べられ、同氏は、ビジネス法コース設置に際しては、この科目を2年次の基礎的な科目とすることを考えられていた。だが、実際には会社法等の法律を専門とする人材が乏しいためかビジネス法コースの設置はどの商業高校においても確認できなかった。しかも、この科目はほとんどの商業高校において、現行学習指導要領が意図する国際経済分野の専門科目としてカリキュラム中に設定されず、また、2年次の基礎科目としてもほんの一握りの高校だけが設定しているにすぎない状況であった。このため、平成21年告示の新学習指導要領（平成25年4月の新入生より年次進行）はこのようなズレを解消し、現場の科目設定の現状に対応して、この科目の所属する分野を当初の「国際経済分野」から「ビジネス経済分野」に配置転換したのは適切であったと評価できる。

現在の商業高校の教育は普通高校の大学受験と同様に、簿記や情報処理等の資格取得に力を入れすぎ、資格取得に偏りすぎていないか再度見直す必要があると考えている。生徒に「生きる力」をつけさせるという意味において、それは一面をついていると考えるが、それをもって高校教育において人格形成が行えるとは到底言えないであろう。このような資格取得一辺倒のカリキュラムから少し方向転換して、生徒の思考力をはぐくむためのカリキュラムを考えてはどうだろうか。その一方策として、「経済活動

¹⁹⁾ 吉野弘一「21世紀の商業（Business）教育」『じっしょう商業教育資料No.64』実教出版、平成15年6月20日、3頁。

と法」を基礎科目として全員履修とさせることを提案したい。そうすると資格取得に必要な時間を確保できないというような懸念もあろう。しかし、「経済活動と法」をカリキュラムの基礎的な科目として設定して学習させることは、専門科目を学習する際に法的な影響がある（例えば、①営業活動への法的影響、②簿記の仕訳や財務諸表への会社法等の影響）ことを意識させることとなり、生徒に企業の経済活動を多面的に見させ、考えさせることができる。延いては、生徒の思考力をはぐくむ有効な方策となるとともに、高校生のリーガルマインドの育成並びにコンプライアンス（法令遵守）の意識の養成にもつながると考えている。

明治以降のこの科目の歴史から見ても、科目の重要性が認められ設定されてきたにもかかわらず、肝心の商業科目としての地位は他の科目

に比べ軽視されてきたきらいがある。この意味で、この科目の重要性を再認識し、この科目の特質を生かすカリキュラム編成をすることを提案したい。

参考文献

- 文部省『産業教育百年史』（株）ぎょうせい、昭和61年。
- 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 商業編』平成22年5月。
- 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 商業編』平成11年3月。
- 安彦忠彦編『平成21年版高等学校学習指導要領 改訂のピンポイント解説』明治図書、平成21年。
- 加藤一郎他著『経済活動と法』（商業教科書）、実教出版、平成23年1月。

Study of Commercial Subject, “Economic Activities and Laws” —From the viewpoint of a curriculum of a commercial senior high school—

Norio Kunii

In this article the author scrutinized when “Economic Activities and Laws” was adopted as an education subject of a commercial senior high school in Japan, and what kind of history this subject had. He further investigated one hundred forty five curriculums of the commercial high schools in Japan, and did research which grade this subject was set for, and whether it was an elective subject or a required one. Thereafter, the author considered the difference between those findings and the formal guideline of the Japanese government. Finally, he showed some suggestions to improve the position of the subject in a current curriculum in the commercial senior high school.